

平成29年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画(案)の概要

「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」

- ・滑走路地区の未探索の壕(1箇所)の掘削及び探索済みの壕(2箇所)の再確認。
- ・滑走路地区の高性能地中探査レーダの反応箇所は、できる限り速やかに、全て掘削。
- ・上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容。
- ・滑走路地区の掘削・遺骨収容と並行して、外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施。

平成25年12月11日硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議決定

「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」(修正案)

1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容を4年間で実施。

- ・未探索の壕1箇所の掘削、探索済みの壕2箇所の再確認。【平成26～29年度】
- ・探査レーダの反応箇所を全て掘削。

平成26年3月26日硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議決定
平成27年4月14日同会議修正

①滑走路下(101箇所)

②芝生区域(1114箇所)、集水区域(523箇所)【平成28～29年度】

③誘導路・給油施設等(60箇所)【平成28年度～29年度】

※1 庁舎地区については、滑走路地区の掘削・遺骨収容後、対応。なお、平成27年度に掘削調査を一部前倒して実施。

※2 掘削及び遺骨収容の状況は随時、厚生労働省のホームページで公表。

上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手。

2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容を5年間で実施。【平成26～30年度】

3. 平成23年度から25年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を実施。【平成26～29年度】

「平成29年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」(案)

1. 滑走路地区について次のとおり実施。

①未探索の壕(1箇所)の調査を引き続き行う。

②集水区域523箇所中、平成28年度に実施していない箇所の全ての掘削を行う。

③誘導路・給油施設等下60箇所中、平成28年度に実施していない箇所の全ての掘削を行う。

2. 外周道路外側の平成29年度調査予定区域並びに平成27年度及び平成28年度調査区域の面的調査により確認された壕等のうち、実施可能な箇所からの遺骨収集を実施。

3. 平成25年度に確認されたトーチカ(1箇所)について、平成28年度に引き続き調査を行い、遺骨が確認された場合にはその収容を実施。